

情報提供

那医発第 186 号
令和 7 年 7 月 7 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

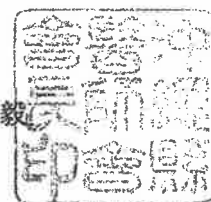
沖 医 発 第 3 9 7 号

令和 7 年 6 月 2 7 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等についての通知となっております。

令和 7 年 6 月 12 日付け厚生労働省告示第 179 号及び厚生労働省告示第 180 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 6 月 13 日から適用されたとのことです。

今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項が示されており、その概要は別添のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 7 年 6 月 13 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてお知らせいたします。

記

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 7 年 6 月 18 日（日医発第 465 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第465号（保険）
令和7年6月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和7年6月12日付け厚生労働省告示第179号及び厚生労働省告示第180号をもって薬価基準の一部が改正され、同年6月13日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和7年6月13日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

- （1）薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬9品目、注射薬15品目、外用薬3品目）が薬価基準の別表に第8部追補（4）として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射洗浄血小板－LRBS「日赤」
- ・照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板－LRBS「日赤」

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について（令和7年3月7日付け保医発 0307 第2号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年6月12日付け保医発 0612 第1号）の別紙1に別添1に掲げる医薬品を、「加算等後発医薬品通知」の別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和7年6月13日から適用すること

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和7年6月12日 号外第130号抜粋）
 - ・厚生労働省告示第179号、厚生労働省告示第180号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和7年6月12日付け 保医発 0612 第1号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 令和7年6月13日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令和7年6月13日付け 医政産情企発 0613 第3号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

○厚生労働省告示第百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の二部を次の表のように改正し、令和七年六月十三日から適用する。

令和七年六月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
注1～3 (塗)				注1～3 (塗)			
第1部～第7部 (略)				第1部～第7部 (略)			
第8部 追 補 (4)				(新設)			
内 用 薬							
品	名	規 格	単 位	薬 価			
				円			
(い)							
	イマチニブ錠100mg「タカタ」	100mg 1 錠		245.20			
(か)							
	カナリア配合OD錠	1 錠		208.50			
(さ)							
	酢酸亜鉛錠25mg「ケミファ」	25mg 1 錠		88.60			
	酢酸亜鉛錠50mg「ケミファ」	50mg 1 錠		137.70			
(せ)							
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」	100mg 1 g		110.60			
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	100mg 1 g		110.60			
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	75mg 1 錠		36.30			
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠75mg「TW」	75mg 1 錠		36.30			
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	100mg 1 錠		41.10			
㊞	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠100mg「TW」	100mg 1 錠		41.10			
㊞	セフジトレン ピボキシル小児用細粒10%「SW」	100mg 1 g		128.50			
㊞	セフジトレン ピボキシル錠100mg「SW」	100mg 1 錠		56.60			
(め)							
	メホビル配合錠HD「トーワ」	1 錠		23.30			
	メホビル配合錠IID「日新」	1 錠		23.30			
	メホビル配合錠LD「トーワ」	1 錠		23.60			
	メホビル配合錠LD「日新」	1 錠		23.60			
(れ)							
	レナリドミドカプセル2.5mg「FNK」	2.5mg 1 カプセル		2,996.70			
	レナリドミドカプセル5mg「FNK」	5mg 1 カプセル		3,648.20			
注 射 薬							
品	名	規 格	単 位	薬 価			
				円			
(か)							
	カーボスター透析剤・P	2 瓶 1 組		1,908			

(し)			
照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」	10単位約200mL 1 袋	103,259	
照射洗浄血小板－LRBS「日赤」	10単位約200mL 1 袋	86,859	
照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	5 単位約100mL 1 袋	51,629	
照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	10単位約200mL 1 袋	103,259	
照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	15単位約250mL 1 袋	154,547	
照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」	20単位約250mL 1 袋	206,052	
照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	5 単位約100mL 1 袋	43,596	
照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	10単位約200mL 1 袋	86,859	
照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	15単位約250mL 1 袋	130,277	
照射濃厚血小板－LRBS「日赤」	20単位約250mL 1 袋	173,701	
(ち)			
注射用GIIRP 科研100	100μg 1 瓶	6,242	
(に)			
ニトログリセリン 静注25mg/50mL RFD シリンジ「テルモ」	25mg 50mL 1 筒	1,208	
(ふ)			
ブラリアHI皮下注60mg シリンジ0.5mL	60mg 0.5mL 1 筒	24,939	
(ほ)			
ボルテゾミブ注射用3mg「タカタ」	3mg 1 瓶	24,869	
(れ)			
レギュニール LCa 4.25腹膜透析液	2 L 1 袋 (排液用バッグ付)	1,989	
品 名	外 用 薬	規 格	単 位
(え)			
エフィナコナゾール爪外用液10%「科研」	10% 1 g	676.30	
(た)			
タフチモ配合点眼液「日点」	1 mL	343.50	
(ほ)			
ポビドンヨード液10%消毒用カートリッジ「オーソカ」25mL	10% 25mL 1 管	16,80	
品 名	菌 科 用 薬 剤	規 格	単 位
(え)			
エビリド配合注菌科用カートリッジ1.0mL	1 mL 1 管	63.50	

○厚生労働省告示第百八十号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十一年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月十三日から適用する。

令和七年六月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第3 第1部～第3部 (略)			別表第3 第1部～第3部 (略)		
第4部 追 補 (1)					
外 用 薬					
品 名					
(お)					
オラネジン液1.5%OR消毒用カートリッジ25mL					
1.5%25mL 1 管					
オラネジン液1.5%消毒用カートリッジ25mL					
1.5%25mL 1 管					

保医発 0612 第 1 号
令和 7 年 6 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第179号及び令和7年厚生労働省告示第180号をもって改正され、令和7年6月13日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬9品目、注射薬15品目、外用薬3品目及び歯科用薬剤1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）の品目のうち、照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」、照射洗浄血小板-LRBS「日赤」、照射濃厚血小板HLA-LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板-LRBS「日赤」については、輸血後細菌感染症を防止するため、新たに細菌スクリーニングを導入して製造した血小板製剤であることから、それぞれ既収載品と区別する

ため、別銘柄収載としたこと。

- (3) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 9 品目及び注射薬 1 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (4) (1)及び(3)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 3 7	3, 4 8 4	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 2 9

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医薬品医療機器等法の規定に基づき製造販売承認され、新たに使用医薬品への収載希望があった手技料に包括される医薬品（外用薬 2 品目）について、掲示事項等告示の別表第 3 に収載したものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第 3 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	3 3	4 6

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」及び照射洗浄血小板-LRBS「日赤」
洗浄血小板製剤の使用適正化については、「「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 28 年 6 月 14 日付け薬生発 0614 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により通知されているところであるので、使用に当たっては十分に留意すること。なお、同通知において、「洗浄血小板製剤については、輸血による副作用を防止するという目的に鑑み当該製剤の使用が望ましい状態にある患者に対して適切に投与されるよう、その使用については改正内容を踏まえ、必要と考えられる場合に限り」とされていることから、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるものであり、本製剤の使用が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

- (2) 照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
本製剤により輸血を行う場合には、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）の別表の「Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格」の「140 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）」及び「142 輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）」は別に算定できないものであること。
- (3) 「薬価基準等の一部改正について」（平成9年6月20日付け保険発第82号）の記のⅡの2を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年11月13日付け保医発1113第1号）の記の2の（3）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（3）を削除する。
- 2 フロモックス錠75mg、フロモックス錠100mg、フロモックス小児用細粒100mg 及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤の保険適用上の取扱い
本製剤の重要な基本的注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成17年6月10日付け保医発第0610001号）の記の2の（2）中「グリベック錠100mg」を「グリベック錠100mg 及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製剤」に改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年12月13日付け保医発1213第6号）の記の2の（3）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成26年6月20日付け保医発0620第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年12月11日付け保医発1211第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年6月18日付け保医発0618第2号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年12月10日付け保医発1210第1号）の記の3の（5）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年6月16日付け保医発0616第1号）の記の3の（4）を削除する。
- (5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年8月29日付け保医発0829第8号）の記の3の（1）中「カナリア配合錠」を「カナリア配合錠及び同配合OD錠」に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年11月25日付け保医発1125第1号）の記の4の（1）中「エクメット配合錠LD及び同HD」を「エク

メット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグリプチン／メトホルミン塩酸塩配合剤」に改める。

4 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 7 年 3 月 7 日付け保医発 0307 第 2 号）を以下のとおり改正する。

① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 6 月 13 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4291011F1222	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	イマチニブ錠 1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	245. 20
内用薬	3929007F1053	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 2 5 m g 「ケミファ」	富士化学工業	88. 60
内用薬	3929007F2050	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 5 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	137. 70
内用薬	3969104F2033	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「トーワ」	東和薬品	23. 30
内用薬	3969104F2041	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 30
内用薬	3969104F1037	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	3969104F1045	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 60
内用薬	4291024M2071	レナリドミド	2 . 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 2 . 5 m g 「F N K」	藤本製薬	2, 996. 70
内用薬	4291024M1075	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 5 m g 「F N K」	藤本製薬	3, 648. 20
注射薬	2171403G1040	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒	ニトログリセリン静注 2 5 m g ／ 5 0 m L R F I D シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 208. 00
注射薬	4291412D1091	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶	ボルテゾミブ注射用 3 m g 「タカタ」	高田製薬	24, 869. 00
外用薬	6290702Q1037	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 % 「科研」	科研ファルマ	676. 30
外用薬	1319822Q1048	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	タフチモ配合点眼液「日点」	ロートニッテン	343. 50
外用薬	1190700S5024	リバスチグミン	2 5 . 9 2 m g 1 枚	リバルエンL A パッチ 2 5 . 9 2 m g	リバスチグミン	215. 30
外用薬	1190700S6020	リバスチグミン	5 1 . 8 4 m g 1 枚	リバルエンL A パッチ 5 1 . 8 4 m g	リバスチグミン	329. 00
外用薬	2612701Q6031	ポビドンヨード	1 0 % 2 5 m L 1 管	ポビドンヨード液 1 0 % 消毒用カートリッジ「オーツカ」 2 5 m L	大塚製薬工場	16. 80
歯科用 薬剤	2710806U3024	リドカイン塩酸塩・アドレナリン	1 m L 1 管	エピリド配合注歯科用カートリッジ 1 . 0 m L	ニプロ	63. 50

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3969104F2025	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠HD	ノバルティス ファーマ	47.20
内用薬	3969104F1029	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠LD	ノバルティス ファーマ	46.50
外用薬	6290702Q1029	エフィナコナゾール	10%1g	クレナフィン爪外用液10%	科研製薬	1,396.80

ル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
ル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
ル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	
シル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	
シル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	
トーワ	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
日新	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
トーワ	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
日新	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	
2.5mg「FNK」	レナリドミド	
5mg「FNK」	レナリドミド	
P	人工透析液	
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	10
BS「日赤」	人血小板濃厚液	10
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	5
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	10
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	15
－LRBS「日赤」	人血小板濃厚液HLA	20
BS「日赤」	人血小板濃厚液	5
BS「日赤」	人血小板濃厚液	10
BS「日赤」	人血小板濃厚液	15
BS「日赤」	人血小板濃厚液	20
n	プラルエリリン塩酸塩	

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準等の一部改正について」（平成 9 年 6 月 20 日付け保険発第 82 号）の記のⅡの 2

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠 75mg、フロモックス錠 100mg、フロモックス小児用細粒 100mg 及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤</u>の保険適用上の取扱い 本製剤の<u>重要な基本的注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠七五 mg、フロモックス錠 一〇〇mg 及びフロモックス小児用細粒一〇〇mg</u> の保険適用上の取扱い 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 11 月 13 日付け保医発 1113 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「JG」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「YD」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 100 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒 10%小児用「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「サワイ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「YD」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「YD」 本剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「SW」、同錠 75mg 「SW」及び同錠 100mg「SW」 本製剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の 発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必 要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているの で、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 17 年 6 月 10 日付け保医発第 0610001 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg <u>及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製剤</u> (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(3) イマチニブ錠 100mg「EE」、同「NK」、同「KN」及び同「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 6 月 20 日付け保医発 0620 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) イマチニブ錠 100mg「NSKK」、同「DSEP」、同「ニプロ」及び同 「明治」並びにイマチニブ錠 200mg「ニプロ」及び同「明治」 本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療 施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のも とで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与するこ と。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危 険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記 載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(2) イマチニブ錠 100mg「サワイ」、同「オーハラ」及び同「ケミファ」</u> <u>並びにイマチニブ錠 200mg「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 2 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) <u>イマチニブ錠 100mg「JG」、同「TCK」、同「トール」、同「日医工」及び同「ファイザー」並びにイマチニブ錠 200mg「トール」及び同「日医工」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) イマチニブ錠 200mg「サワイ」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(4) イマチニブ錠 100mg「テバ」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 29 日付け保医発 0829 第 8 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） カナリア配合錠 <u>及び同配合 OD 錠</u> ①～② （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） カナリア配合錠 ①～② （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 11 月 25 日付け保医発 1125 第 1 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） <u>エクメット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグ リブチン／メトホルミン塩酸塩配合剤</u> ①～② （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （1） エクメット配合錠 LD <u>及び同 HD</u> ①～② （略）

医政産情企発 0613 第 3 号
令和 7 年 6 月 13 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了解願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしくをお願いします。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。